



さいたま市



防災都市づくり計画

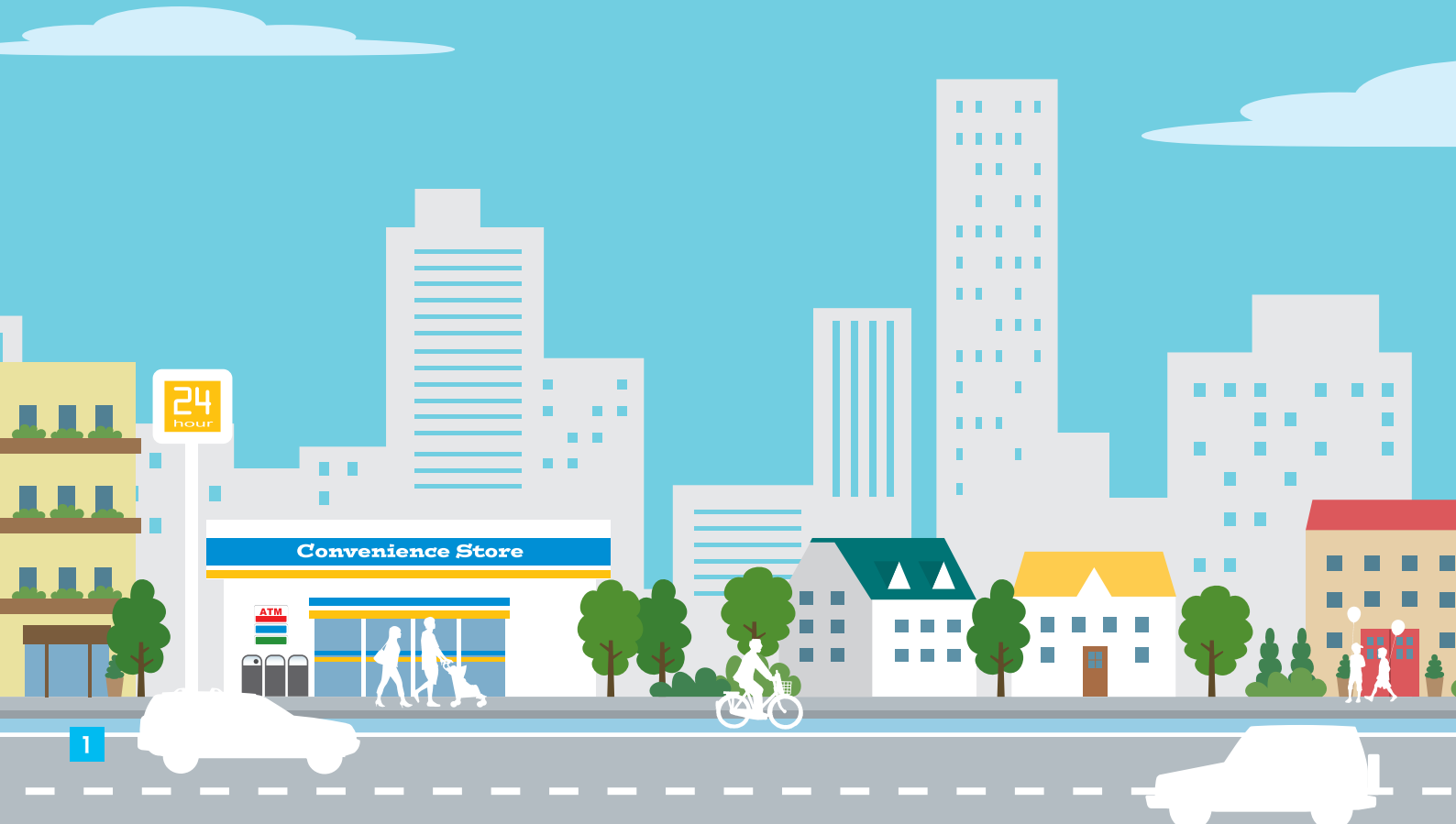
平成28年
概要版





さいたま市 防災都市づくり計画 とは

「さいたま市防災都市づくり計画」は、安全・安心のための
防災“だけ”で取組を進めるのではなく、
利便性や快適性も備えた安全で住みやすい都市にしていくために、
防災“も”含めた総合的な都市づくりを目指して進めていきます。



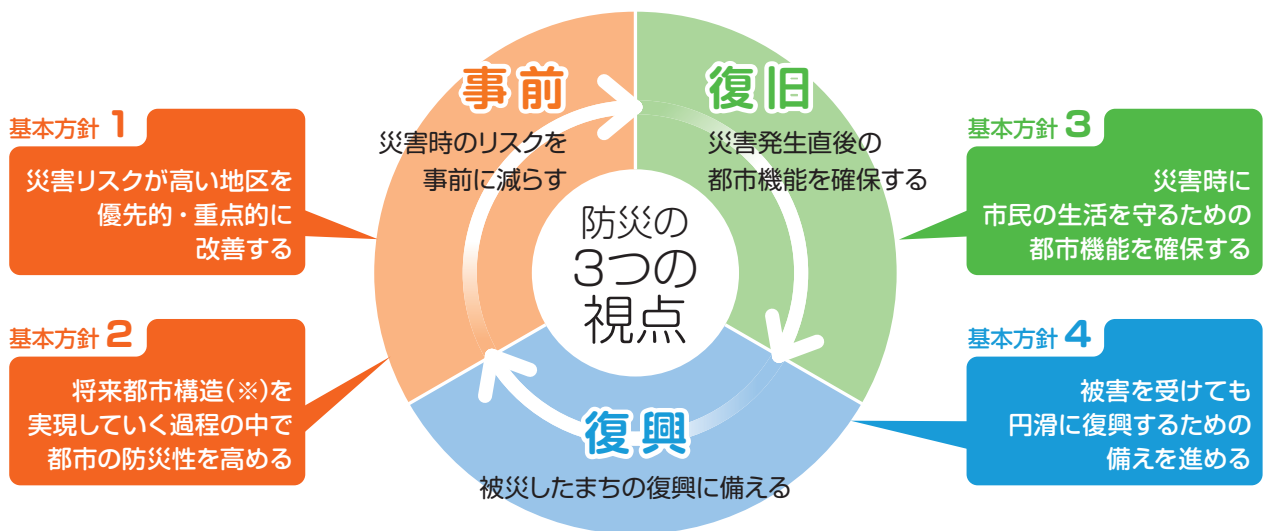
防災都市づくり計画策定の目的

「防災都市づくり計画」は、防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりの基本方針と具体的施策を定める計画です。

本市では、市民・事業者と行政が一体となって、より安全で住みやすい都市をつくり、たとえ災害が起きても速やかに復旧し、円滑な復興を可能とする都市空間をつくることを目的として「さいたま市防災都市づくり計画」を策定することとしました。

計画の視点と基本方針

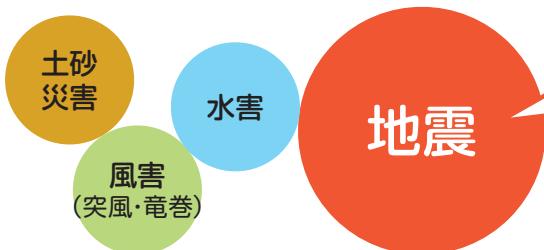
これまでの防災対策は、震災が発生する前の取組に重点をおいていましたが、近年の大震災の教訓を踏まえると、万一被災した場合を想定して、速やかに復旧し、円滑に復興するための対策を平時から進めておくことが重要になります。このため、「防災都市づくり計画」の策定では、3つの視点から、4つの基本方針を設定しました。



重点的に取り組む必要がある災害リスク

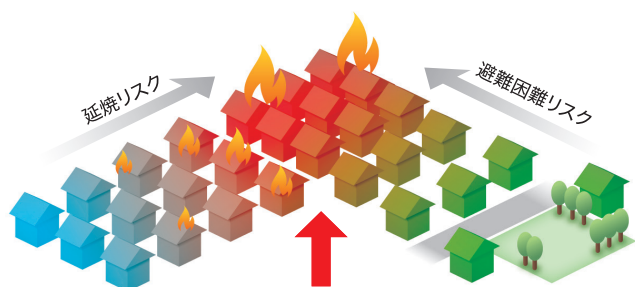
本市の防災都市づくりでは、地震災害への対応に重点を置き、地震に伴う大規模な延焼拡大の危険性を軽減させる都市づくりを進めていきます。

■本市で想定される災害リスク



- 首都直下地震等の発生確率が高まっている
- 発生すると、火災も合わせ、被害規模が大きい

大規模な延焼が発生しないように、また、発生しても避難場所等に逃げられるようにすることが必要

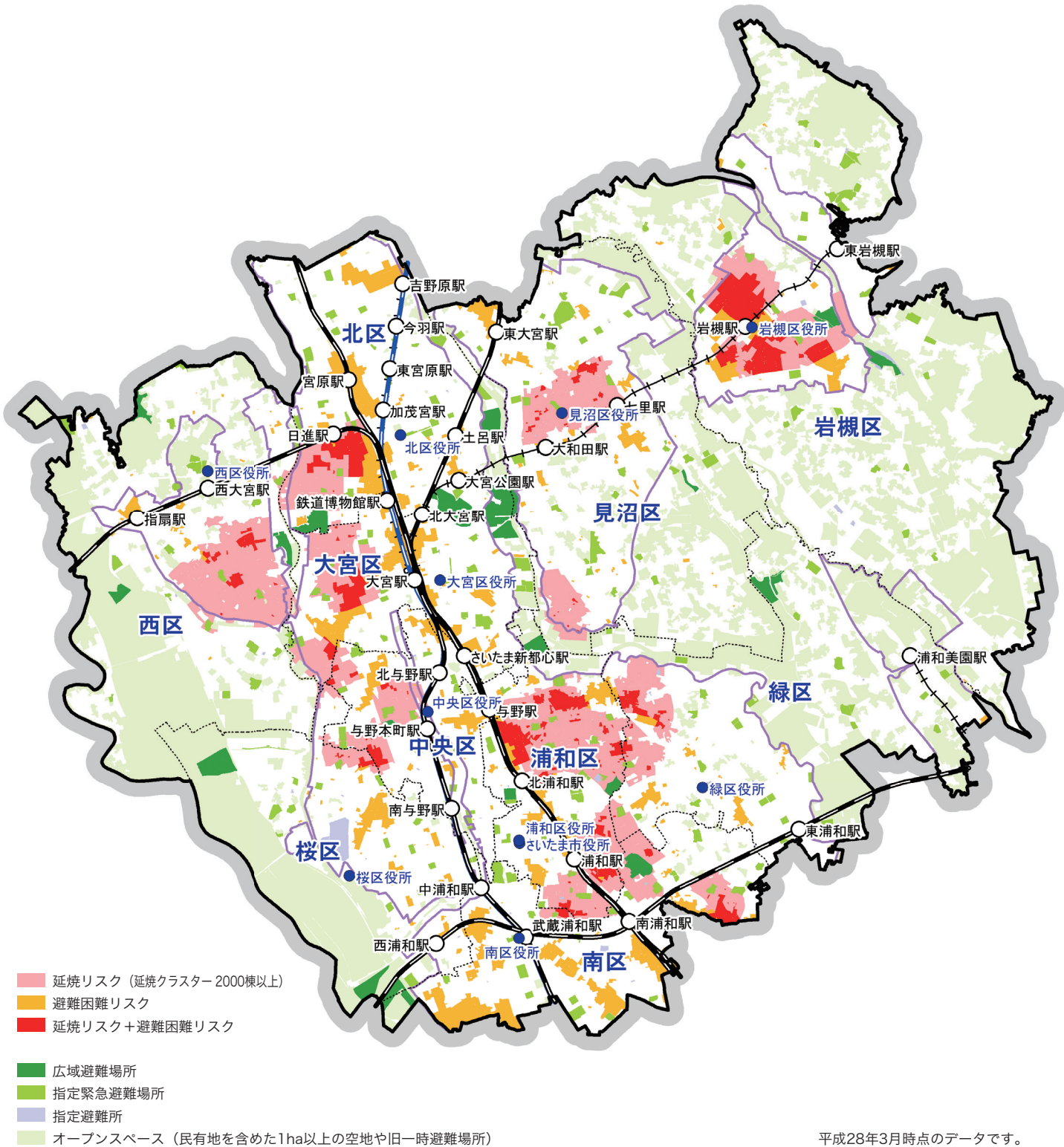


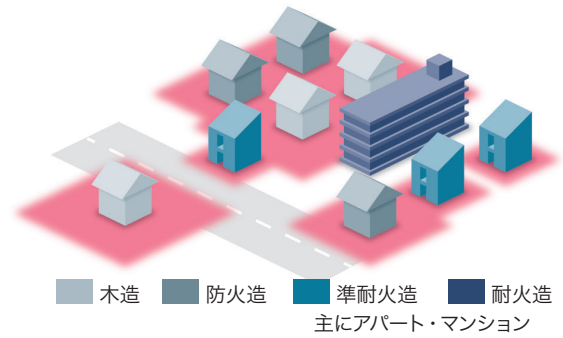
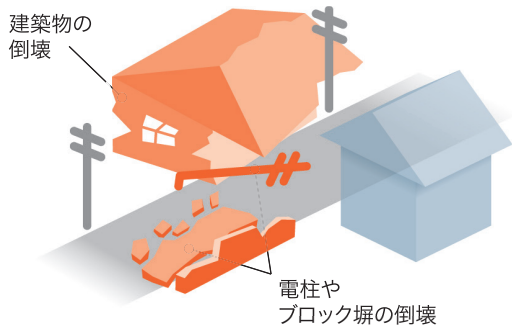
防災都市づくり計画で重点的に対応する災害リスク

災害リスクの評価

延焼リスクと避難困難リスクの評価

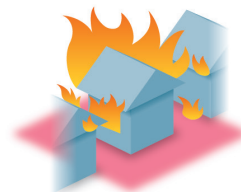
大規模地震時に火災が発生し、広範囲に燃え広がる可能性がある「延焼リスク」と、倒壊する恐れがある建築物が避難路をふさいだ場合などの「避難困難リスク」を把握しました。その結果、市内における各リスクの分布状況や、両方のリスクが重なる地区の存在を確認しました。





避難困難リスクとは

大規模地震の際、旧耐震基準(昭和56年以前)によって建築された建築物は全て倒壊するものと仮定し、それによって避難路がふさがれることや、500m以内に避難場所やオープンスペースがないことにより、有効な避難ができない可能性

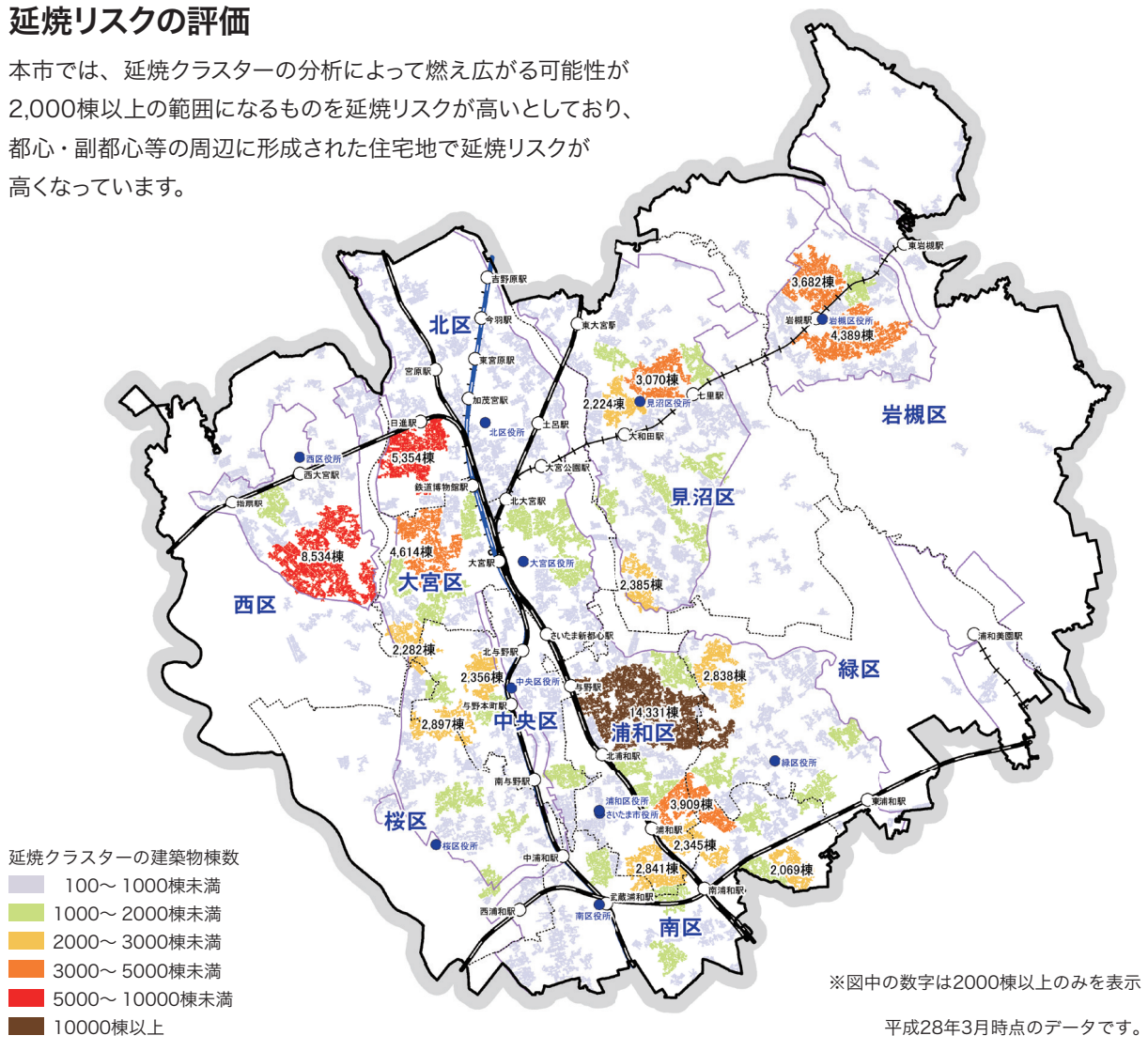


延焼クラスターとは

大規模地震時の火災の際に消火活動を十分に行うことができないと仮定し、任意の建築物から出火した場合に、建築物の構造・規模や建て詰まり状況により一体的に延焼が及ぶ可能性がある範囲

延焼リスクの評価

本市では、延焼クラスターの分析によって燃え広がる可能性が2,000棟以上の範囲になるものを延焼リスクが高いとしており、都心・副都心等の周辺に形成された住宅地で延焼リスクが高くなっています。



施策 1

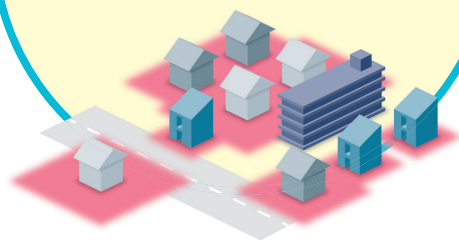
災害リスクが高い地区を 優先的・重点的に改善する

災害危険性が高い地区について、住民の生命や財産を守るために、行政と住民が一体となって展開する施策です。災害リスクや地区特性等に応じて効果的に施策を展開するため、次の3ステップにより段階的に進めていきます。

STEP 1

延焼リスクの評価

大規模な延焼火災が発生する可能性のある区域を延焼クラスターにより、抽出します。

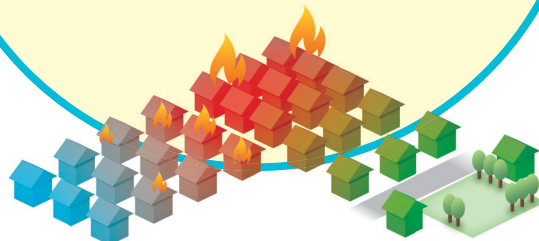


延焼対策
区域

STEP 2

延焼と避難困難のリスクに 地域特性を考慮

延焼対策区域のうち、避難が困難となる地区を抽出し、建築物の建て詰まり状況や道路の状況などを総合的に評価し、重点的かつ優先的に対策を講じる必要がある地区を「推進地区候補」に位置付け、総合的なまちづくりを推進していきます。



推進地区
候補

STEP 3

推進地区候補において 住民の意向を踏まえる

災害リスク情報や推進地区候補の情報を住民と共有し、住民が主体となった取組を推進できる地区を「推進地区」とし、防災“も”含む住環境の向上を図っていきます。なお、推進地区の設定にあたっては、住民の要望や地域のみちづくり活動が行われる範囲を重視しますが、災害リスクが低いエリアや既に対策が講じられている範囲を含めることもあります。

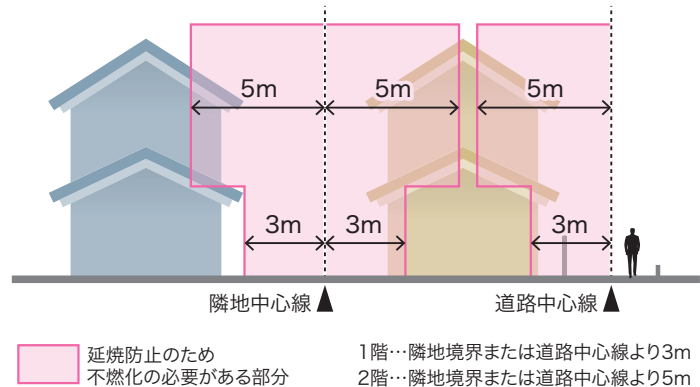


推進地区

延焼リスクが高い区域の改善

延焼リスクの評価の結果、延焼への対策が必要となる区域(延焼対策区域) に対しては、「防火地域・準防火地域(※)」の指定により建築物の不燃化を促進し、延焼火災の拡大を抑制し、燃え広がりにくい市街地にしていきます。

■ 準防火地域により不燃化措置が必要となる部分



延焼と避難困難リスクを抱える地区の改善

延焼リスクが高い区域の中から、避難困難リスク及び地域特性の評価を踏まえ、「推進地区候補」を設定します。さらに、推進地区候補において、住民の意向等を踏まえて「推進地区」を設定し、地区の改善を進めます。

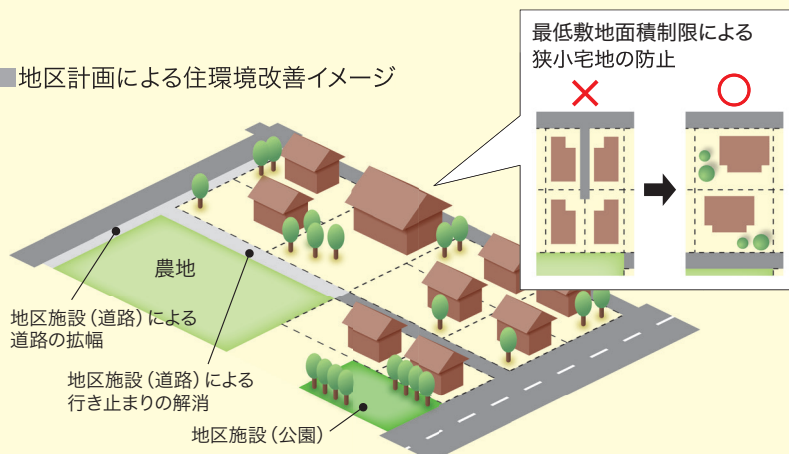
【個別対策の推進】

- ・ 建築物の改善に向けた耐震補強等助成事業の活用
- ・ 道路の改善に向けた狭隘道路(※) 拡幅整備事業の促進
- ・ オープンスペースの保全・確保
- ・ 消防水利(※) の設置、防災備蓄倉庫、防災資機材の充実、自主防災組織活動の強化

【地区計画(※) の導入】

- ・ 低密度で良好な住環境を維持するための最低敷地面積の設定
- ・ 一定の都市基盤を確保するための地区施設(道路、公園等) の決定
- ・ 道路や隣の敷地からの壁面後退距離(※) の設定
- ・ 垣またはさくの制限、生垣化

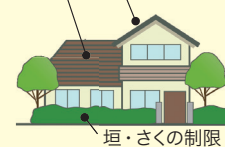
■ 地区計画による住環境改善イメージ



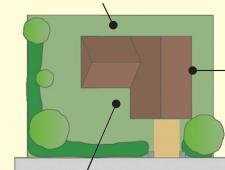
敷地及び建築物について定めることができる内容

形態意匠(屋根・色彩等)の制限

建築物の高さの制限



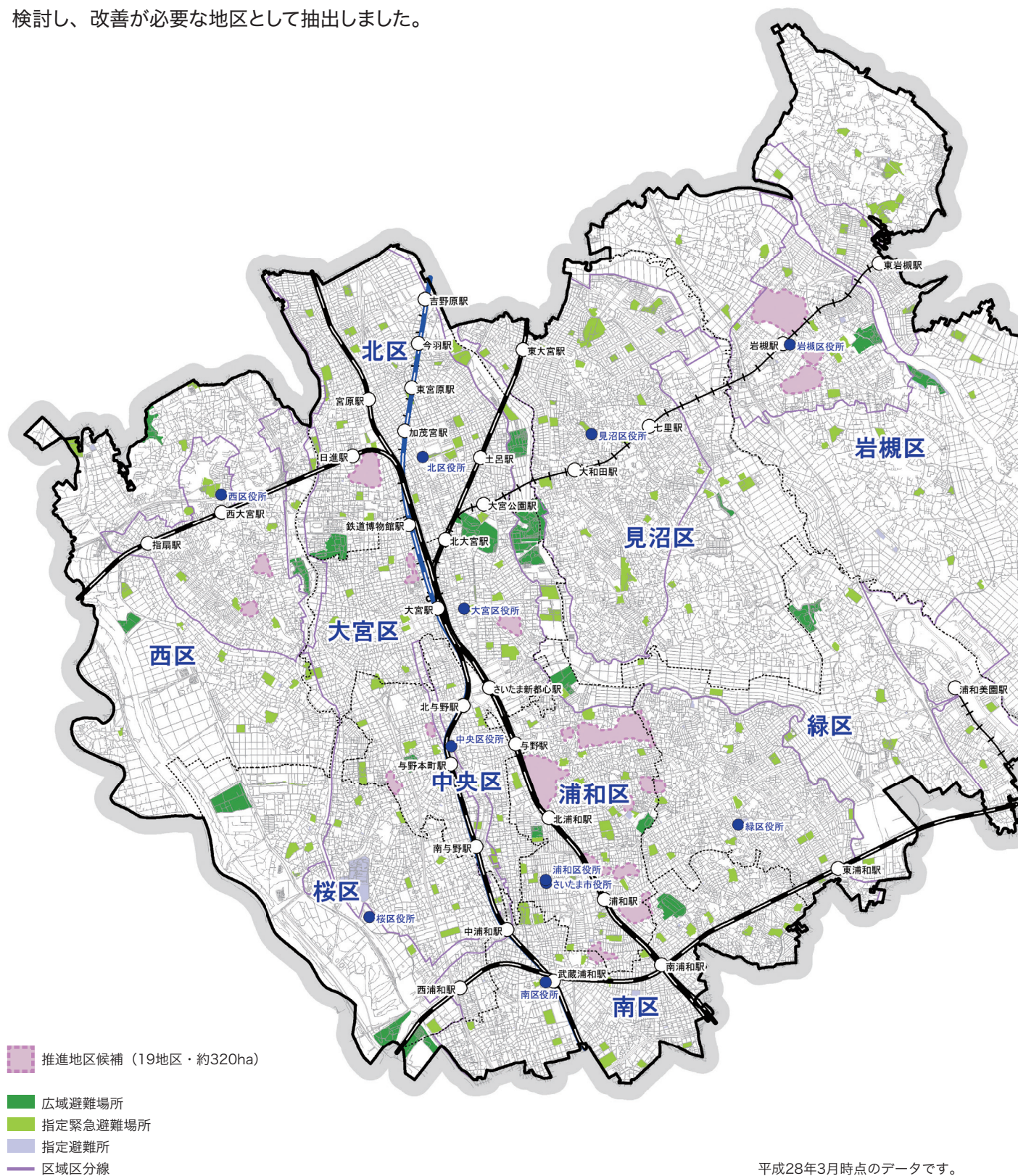
最低敷地面積の制限



建築物の用途・建ぺい率、容積率の制限

推進地区候補の設定とその地域特性の傾向

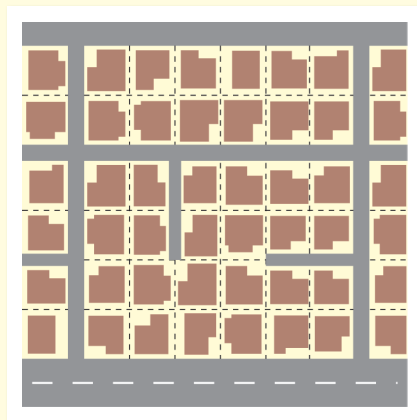
延焼リスクと避難困難リスクが重なる地区について、現地踏査を行い、建築物の建て詰まりの度合や、避難困難の原因となる道路の状況などを総合的に評価・検討し、改善が必要な地区として抽出しました。



オープンスペースが少なく 既に建築物が建て詰まっているエリア

- 区画道路はほぼ整備済だが、狭隘道路が多い
- 避難場所になり得るようなオープンスペースが少ない
- 敷地規模が小さいために、建て詰まりや3階建住宅が増加傾向

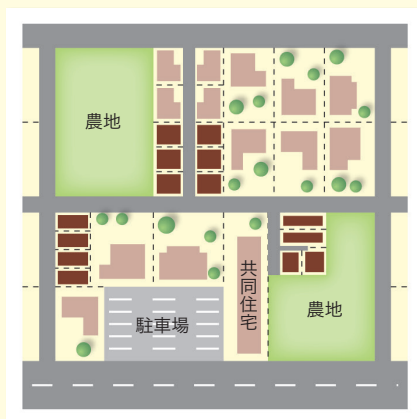
敷地細分化に伴い行き止まり道路が設置され、狭い敷地いっぱいには建築物が建築されている



ゆとりある住宅地から 敷地の細分化が進みつつあるエリア

- 区画道路はほぼ整備されているが、狭小宅地の増加に伴い、行き止まり道路が増加
- 敷地が細分化されたことにより建て詰まりが進行
- 宅地化が進む可能性のある駐車場や農地などが分布

敷地の細分化や農地の宅地化により狭小宅地が増加しつつある



基盤未整備のまま 宅地化が進みつつあるエリア

- 区画道路は未整備又は不整形で、部分的な宅地化に伴い、街路が無秩序に形成
- 細分化された敷地に、建ぺい率ぎりぎりまで建築することにより、建て詰まりが進行
- 宅地化が進む可能性のある駐車場や農地などが分布

基盤が整備されないままミニ開発が進み、敷地の細分化や農地の宅地化により狭小宅地が増加しつつある



防災都市づくりの具体的施策

施策2

将来都市構造を実現していく過程の中で 都市の防災性を高める施策

都市全体の防災性を向上させるために、将来都市構造に応じた土地利用を誘導し、都市全体にとって重要な役割を果たす拠点やネットワークを強化するための施策です。

安全な高密度市街地の形成

- ・ 都心・副都心等の市街地開発の優先的な推進
- ・ 市街地の不燃化、道路やオープンスペース等の骨格的な施設の整備

災害リスクを考慮した土地利用や都市施設の整備

- ・ 浸水や液状化リスクが高い地域の無秩序な開発の抑制
- ・ 災害危険性が高い地域における避難場所や、延焼遮断帯・避難路の優先的な整備



施策3

災害時に市民の生活を守るための 都市機能を確保する施策

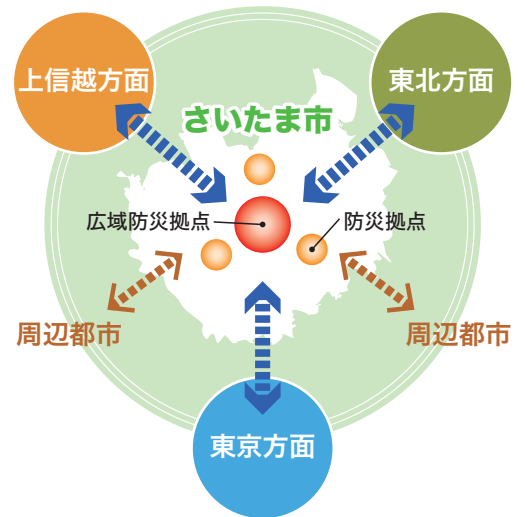
災害が起きた時に市民の生命と生活を守るために、応急・復旧を速やかに実施できるように平時から備えておくための施策です。

広域防災拠点の整備

- ・ オープンスペースの整備
- ・ 緊急災害対策本部の代替拠点
- ・ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や緊急消防援助隊の集結拠点

広域的な道路ネットワークの整備

- ・ 緊急輸送道路の更なるネットワーク化や沿道建築物の耐震化
- ・ 自動車専用道路のネットワーク化



施策4

被害を受けても円滑に復興するための 備えを進める施策

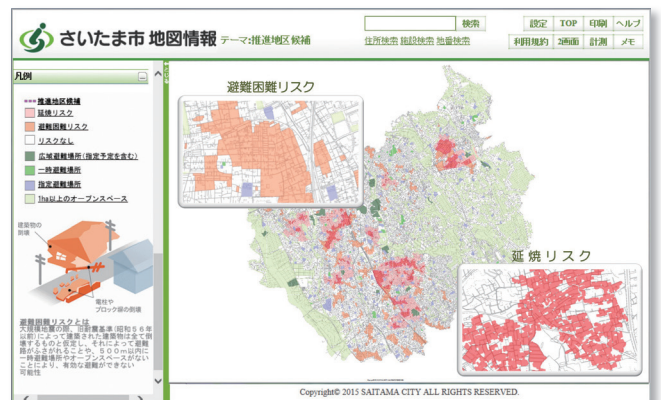
万一本市が被災した場合でも円滑に復興するために市民と行政が平時から備えておくための施策です。

災害時対応力の向上

- ・ 継続的なモニタリング(※) による災害リスクの把握
- ・ 復興イメージトレーニングの実施

震災復興行動指針の作成・活用

- ・ 復興の役割分担の明確化



■GIS(※) による災害リスクのモニタリング

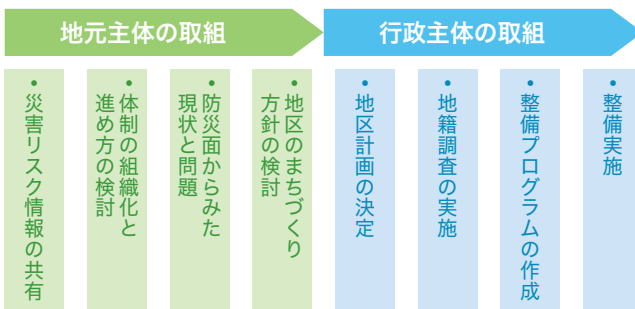
防災都市づくり計画の進め方

推進地区における取組の支援

住民の意向を踏まえて「推進地区」に位置付けられた地区では、地区が抱える課題に総合的に対応するためのまちづくりの方針や、有効な施策について検討していきます。

なお、検討にあたっては、地区住民が主体となって進めていきますが、住民による取組を支援するため、市は、社会資本整備事業に係る調整をはじめ、各種既存事業・施策を実施していきます。

■ 推進地区におけるまちづくりの手順のイメージ



将来都市構造実現に向けた社会資本の整備

将来都市構造の実現に向けて優先して取り組むべき課題や取組方針等の考え方をとりまとめた「社会資本整備の基本戦略」を導入していきます。

社会資本整備の基本戦略

① 最低限の防災性を確保するための社会資本整備

- ・ 本市の災害リスクを一定の水準まで軽減させるための事業を優先して実施
- ・ 災害リスクが高い地区の改善を図り、最低限の防災性を確保

② 拠点の育成に寄与する社会資本整備

- ・ 都心・副都心等の拠点の都市機能向上にかかる投資を優先
- ・ 将来都市構造における拠点機能の強化に対応した施策に投資を重点化

③ 社会資本整備事業のパッケージ化の促進

- ・ 防災事業を主要事業として、関連する施策をパッケージ化により効率的・効果的に展開

④ 基本的な生活環境を改善する取組の維持

- ・ 道路修繕や下水道整備等、生活を維持するための事業は、これまで同様に、着実に継続

⑤ 市街地の無秩序な拡大を引き起こす社会資本整備は原則実施しない

- ・ 市街地の無秩序な拡大を引き起こす事業については、その意義を詳しく検証

さいたま市震災復興行動指針

大規模地震が起きて本市が被災した場合、市民・事業者と行政が一体となって復興を進めるために、さいたま市震災復興行動指針を以下のとおり定めます。

さいたま市震災復興行動指針

制定 平成27年8月26日市長決裁

(目的)

第1条 この指針は、市域が地震により大規模な被害を受けた場合において、市民及び市が協働して、被災市街地の復興に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い安全で安心な市街地を形成し、もって市民生活の安定と回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本指針における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

(復興の理念)

第3条 市、市民及び事業者は、市街地の復興のみならず、市街地復興に向けての準備に当たっても、各責務のもとに協力して行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、埼玉県及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後、速やかに市の復興に関する基本計画(以下「さいたま市都市復興基本計画」という。)を策定し、これを市民に広く公表するとともに、同計画に基づき震災復興事業を市民と協働して推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市内の災害危険性に関する調査及び分析を継続的に実施し、災害時における被害の軽減及び復興事業の円滑な推進のために、災害危険性を踏まえ、より良い復興のあり方について検討を重ねるとともに、日頃から対策を講じておかなければならない。

3 市は、日頃から災害時の対応力を向上させるための訓練及び学習に取り組むものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、その平時においては防災都市づくりについて理解を深め、被災後においては自らの生活の再建及び震災復興事業の協力を努めなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たってその社会的責任を自覚し、防災都市づくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業の協力を努めなければならない。

3 市民及び事業者は、防災都市づくりを推進する上で必要となる敷地及び道路の改善、並びに農地及び自然地の保全について努めなければならない。

(復興優先順位)

第6条 市は、市の中枢機能を担う都心、副都心等の拠点及び壊滅的な被害により新たな基盤整備や面整備を必要とする区域から優先して復興を進めるものとする。

2 市は、日頃から、市街地復興の優先順位、及び復興の役割分担に関する方針を市民及び事業者と共有するものとする。

3 市は、さいたま市都市復興基本計画において復興優先順位について示すことができる。

附則

本指針は、公布の日から施行する。

用語解説

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 将来都市構造 | 都市計画マスタープランで示される、将来の都市の骨格的な姿のことであり、土地利用や防災等の分野別の方針のもととなるものです。 |
| 防火地域・準防火地域 | 都市計画法に基づき、火災の危険を防ぐために指定する地域地区で、建築物について耐火・防火のための規制が定められています。 |
| 狭隘道路 | 一般的には、幅員4メートル未満の道路で、大規模地震時には建築物の倒壊等により避難や消火活動の妨げとなる可能性のある道路のことをいいます。 |
| 消防水利 | 大規模地震時等における火災に対し、防火水槽など消火活動に使用できる施設のことをいいます。 |
| 地区計画 | 都市計画法に基づき、地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、地区施設（道路、公園等）の配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、地区のルールとして定める都市計画のことをいいます。 |
| 壁面後退距離 | ゆとりある道路空間や快適な住環境の形成等のために、道路境界又は敷地境界から建築物の壁面までの後退距離を定めるものです。 |
| モニタリング | 本計画では、土地利用の変化や建築物の更新状況をデータとして把握・整理することをいいます。 |
| GIS | 地理情報システム（Geographic Information System）のことで、位置に関する情報を持った道路・建築物のデータや災害リスクの情報等を重ね合わせ、可視化・共有するための情報技術をいいます。 |

モニタリングの結果は、GISによる「防災まちづくり情報マップ」として公表しています。



http://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g

市ホームページで

さいたま市地図情報

検索

も さいたま市 防災都市づくり計画

発行：さいたま市 都市局 都市計画部 都市総務課 政策係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1394 FAX：048-829-1979

HP：http://www.city.saitama.jp/index.html

この冊子は5,000部作成し、1部あたりの印刷経費は50円です。

(平成27年度さいたま市防災まちづくり情報マップ更新業務のうち計画書概要版の印刷に要した経費です。)